

## ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書(以下、「**本契約**」といいます。)は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社(以下、「**NTT-AT**」といいます。)が提供する使用期限付きのソフトウェアである別記1のWinActor®関連製品(以下、「**本ソフトウェア**」といいます。)をご使用いただくお客様(以下、「**お客様**」といいます。)とNTT-ATとの間の契約書です。お客様は、本契約に付属するライセンス証書を受領した上で、または本ソフトウェアのインストール時に本契約の内容をご確認いただいた上で本ソフトウェアを使用開始された場合は、本ソフトウェアのライセンスの購入時、または評価ライセンス(以下に定義します。)の申し込み時に、本契約のすべての条項に同意したものとみなされます。よって、以降は、返品および返金は一切受け付けません。本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。WinActorおよび本ソフトウェアに関する著作権、その他の知的財産権は、日本電信電話株式会社(以下、「**NTT**」といいます。)、およびNTT-ATに帰属しています。本ソフトウェアは、オブジェクトコードに限り使用を認められるものであり、本ソフトウェアにかかるソースコード、またはソースコードにかかる知的財産権を販売・譲渡するものではございません。

なお、本ソフトウェアには、NTTおよびNTT-ATが著作権を有しない第三者のプログラムが含まれます。お客様は、これらのプログラムを本ソフトウェアと切り離して単体で使用することはできず、また、単体で使用することを本契約で許諾するものではございません。

### 1. 定義

- (1) 「**コンピューター**」とは、本ソフトウェアを実行することのできるハードウェアシステム(物理的システムまたは仮想システム)を意味します。
- (2) 「**ライセンス**」とは、本契約で許諾された範囲内において本ソフトウェアを使用することができる権利、即ち本ソフトウェアの「**使用権**」を意味します。
- (3) 「**評価ライセンス**」とは、本ソフトウェアのライセンス購入検討のため、一定の評価期間を限度としてお客様に許諾される本ソフトウェアの使用権を意味します。

### 2. 使用条件

- (1) お客様は、1つのライセンスで本ソフトウェアを1つ実行することができます。複製または複写する等の方法により、1つのライセンスで、複数の本ソフトウェアを同時に実行することはできません。
- (2) NTT-ATから指示された手順以外の方法でコンピューターにインストールした場合、本ソフトウェアが正しく動作しない場合があります。

- (3) マニュアルまたはNTT-ATが指示する事項以外に、本ソフトウェアをインストールしたコンピューターのOSに関する設定および各種サービスの起動・停止の設定を変更した場合、本ソフトウェアは正しく動作しないことがあります。
- (4) 本ソフトウェア中のNTT-ATまたはそのライセンサーおよびサプライヤーの知的財産権の表示を削除、改変、または覆い隠してはいけません。
- (5) お客様は、本ソフトウェアに関して、第三者に対する再使用権の設定、譲渡、貸与、または占有の移転をしてはなりません。ただし、お客様は自己の責任において、本ソフトウェアをインストールしたコンピューターの運用あるいは保守のためにのみ、本ソフトウェアを第三者に使用させることができます。この場合、お客様は当該第三者に本契約と同一条件で使用させるものとし、当該第三者が本契約で規定した本ソフトウェアの使用条件に違反してNTT-ATに損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償する責を負うものとします。
- (6) お客様は、本ソフトウェアを、武器または武器製造関連を目的として使用してはならず、かかる違反により生ずるいかなる問題に対しても、NTTおよびNTT-ATに責任が生じないようにするとともに、NTTおよびNTT-ATに生じた一切の損害につき賠償しなければなりません。

### 3. その他の条件

- (1) お客様は、バックアップを行う目的においてのみ、本ソフトウェアを1式に限り複製することができます。  
ただし、バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものであるか、あるいは第三者の保有するものであるかを問わず、いかなるコンピューター上においても並行して使用されないことを条件とします。
- (2) お客様は、本ソフトウェアのライセンスを他のコンピューターに移管することができます。お客様は、当該移管に際し、本ソフトウェアを移管前のコンピューターからすべて消去しなくてはなりません。
- (3) お客様が本ソフトウェアを、本ソフトウェアの旧バージョン製品(以下、「旧バージョン製品」といいます。)からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換えとして使用される場合、お客様はNTT-ATによって本ソフトウェアのバージョンアップ対象製品または代替乗り換え対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得しているものとします。本ソフトウェアのバージョンアップ製品をインストールする場合は、旧バージョンの製品をアンインストールしなければなりません。なお、旧バージョン製品におけるデータをコンバートする必要があるときは、速やかにコンバート作業を行ない、作業終了次第、旧バージョン製品をアンインストールしなければなりません。
- (4) 本契約は、お客様に対し、NTT-ATの商標、商号、サービスマーク、その他関連する権利の使用を許諾するものではありません。本契約で明記されていない権利については、NTT-ATに留保されます。
- (5) 本ソフトウェアのサポートサービスは、お客様が本ソフトウェアのライセンスを購入した販売店

(以下、「購入販売店」といいます。)からお客様に対し、別途定める「WinActor®サポートサービス規約」に従い、本ソフトウェアの使用期限まで提供されるものとします。お客様は、以後、新たな使用期限を定めたライセンスを購入することにより、本ソフトウェアのサポートサービスを継続利用できるものとします。なお、本契約に基づいて、NTTおよびNTT-ATはお客様に対し、直接本ソフトウェアのサポートサービスを提供いたしません。

- (6) お客様は、本契約により明示的に許諾された本ソフトウェアに関する権利以外のいかなる権利をも取得するものではありません。本契約に定める本ソフトウェアのライセンスは、WinActorに対するライセンス数の追加または使用期間の延長を伴うものではありません。
- (7) 本契約は評価ライセンスに対しても適用されますが、本条(3. その他の条件)の(2)、(3)および(5)の定めはその対象外となります。

#### 4. 本契約の解除および終了

- (1) お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、NTT-ATは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- (2) 本契約が解除および終了となった場合、お客様は、本ソフトウェア、その構成部分、その説明書等の関連ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄し、コンピューターの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- (3) 本契約の解除および終了に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、NTTおよびNTT-ATは一切責任を負いません。

#### 5. 責任の制限

- (1) NTTおよびNTT-ATは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアがすべて正常に動作すること、本ソフトウェアがお客様の選択した組合せにおいて正しく実行されること、あるいは本ソフトウェアの使用結果など、その他一切のことについてお客様に対し、明示黙示の如何を問わず、なんら保証するものではありません。本ソフトウェアに不具合(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存在しないこと、または存在していた場合にこれが修正されることを保証するものではありません。
- (2) NTT-ATは本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
- (3) NTT-ATの口頭または書面等による一切の情報または助言は、お客様に対し、なんら保証するものではありません。
- (4) NTT-ATは、本ソフトウェアに関し、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因にかかわらず、NTT-ATの責に帰すべき場合、法令上NTT-ATが責任を負う場合、または本契約に別段の定めがある場合を除き、お客様に生じた如何なる損害に対しても一切責

任を負わないものとします。

- (5) 本ソフトウェアの利用に関連してNTT-ATがお客様に損害賠償義務を負う場合であっても、NTT-ATは故意または重大な過失による場合を除き、予見の有無および可否を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとし、その賠償額は、当該賠償事由が生じた時点から起算して直近1年間分の本ソフトウェアのライセンス料相当額(お客様が購入販売店に支払った金額のうち、サポートサービス料等の本ソフトウェアのライセンス料以外のものを除いた金額)を上限とします。

## 6. 輸出管理

- (1) お客様による自己使用のための一時的持ち出しの場合でも、本ソフトウェアを日本国輸出貿易管理令別表第4および第3の2に掲げる国に持ち出してはなりません。
- (2) お客様は、前項の場合を含む本ソフトウェアの取り扱いにおいて、外国為替および外国貿易法、その他国内外のすべての輸出入関連法規を遵守しなければなりません。
- (3) お客様は、本条項に違反したことにより発生するいかなる問題についてもお客様の責任と費用負担で対処し、NTT および NTT-AT に責任が生じないようにしなければなりません。また、当該違反により NTT および NTT-AT に生じた一切の損害につき賠償しなければなりません。

## 7. 反社会的勢力の排除

- (1) お客様は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者またはこれと密接な関係を有する者に該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約するものとします。
- (2) NTT-AT は、お客様が前項の規定に違反した場合は何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除できるものとします。
- (3) NTT-AT は、前項の規定により本契約を解除した場合、お客様に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

## 8. 情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアに関するすべての情報(ただし、公知の情報を除く)を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。また、お客様は自ら、または第三者をして以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェアを用いた第三者への迷惑行為等、法令又は公序良俗に違反すること。
- (2) 本契約に定められた条件以外で、本ソフトウェアの全部または一部を複製すること。
- (3) 本ソフトウェア、本ソフトウェアに関するマニュアル、リリースノート、その他ドキュメント等の全部または一部を改変、翻案すること。
- (4) 本ソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする等の行為、または

これらの行為により本ソフトウェアのソースコードを得ること。

- (5) NTT-ATの事前の書面による許可を得ること無く、本ソフトウェアの全部または一部を他のソフトウェアに組み込むこと。
- (6) 本ソフトウェアの知的財産権に関する表示を削除、改変すること。
- (7) ライセンスを不正使用すること。
- (8) その他、NTT-ATが許諾した範囲を超えて、本ソフトウェアを使用すること。

## 9. 著作権等

- (1) 本ソフトウェア(HTML、GUIプログラム部分および各画面表示部分を含む一切)、本ソフトウェアに関するマニュアル、リリースノート、文書、図面、ドキュメント等に関する著作権、その他一切の知的財産権(以下、「**本件知的財産権**」といいます。)は、NTT、NTT-AT、または当該権利を留保する第三者に帰属します。
- (2) 本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様は本ソフトウェアおよび関連する文書、図面、ドキュメント等を、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、お客様が保有し管理する他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- (3) 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

## 10. 個人情報等の取り扱い

NTT-ATの個人情報の取り扱いは、以下の規定に従います。

<https://www.ntt-at.co.jp/guide/individual/>

<https://www.ntt-at.com/guide/personal.html> (グローバルサイト)

## 11. 準拠法および雑則

- (1) 本契約は、抵触法の原則にかかわらず、日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 本契約ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにお客様もNTT-ATも合意するものとします。

## 12. 本契約の適用、変更等

- (1) 本契約のほかに、本ソフトウェアに関する使用条件を定めた文書等が存在する場合であっても、当該使用条件が本契約に優先する旨をNTT-ATが明確に承諾している場合を除き、本ソフトウェアの使用には、本契約が優先して適用されるものとします。また、購入販売店とお客様が取り交わす契約書、注文書・注文請書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容になんら影響をあたえるものではありません。

(2) NTT-ATは、必要に応じて本契約内容を変更できるものとし、変更する場合、30日以上の予告期間において、本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容並びにその効力発生時期を、NTT-ATが運営するウェブサイト<https://winactor.biz/>に掲載し、またはお客様に個別に通知します。

附則

2021年11月1日制定

(以上)

[別記 1]

本ソフトウェア対象製品(一覧)

WinActor Floating License ADMIN (評価版を含む)

※上記製品のバージョンアップ版またはアップデート版を含む。